

# 自治基本条例と議会基本条例について

滝沢市自治基本条例  
～住民自治日本一をめざして～  
平成26年4月1日施行



平成26年滝沢市議会定例会1月臨時会で、滝沢市自治基本条例が全会一致で可決されました。  
この条例は、平成26年4月1日から施行されます。どんな内容が書かれているのか、なぜ今、この条例が必要となるのかなどをお知らせします。

条例と一緒に  
条例の解説書  
もご用意しました。

目次

◎自治基本条例って、なに？	1	◎条例とその役割	4
◎条例って、なに？	1	◎地域の歴史	5
◎条例が書いてあるの？	2	◎行政と議会の役割	6
◎市民基本条例	2	◎条例の仕組みを工夫しよう	7
◎地域づくりの役割	3		

www.city.takizawa.iwate.jp  
印刷/Arrows by Takizawa City

滝沢市 滝沢市議会事務局 滝沢市庁舎1F 印刷/岩手県印刷局 編集/滝沢市 印刷/印刷局 151100042111



# 滝沢市自治基本条例の構造 その①

## 前文

### 前文

住民の想い  
条例制定の背景  
市民が主体となった住民自治

## 理念及び原則

### 目的

第1条

### 定義

第2条

### 条例の位置づけ

第3条

条例の目的  
言葉の定義  
位置づけ:最高規範性

## 理念及び原則

### 市民憲章

第4条

### めざす地域の姿

第5条

### 自治の仕組み

### 基本原則

第6条

市民憲章:市民の想いの象徴  
めざす地域の姿:どのような地域にするか  
基本原則:「めざす地域の姿」を実現させるためのルール(=自治の仕組み)

## 協働による地域づくり

### 協働による地域づくり

第7条

## 協働における役割

### 住民

第8条第1・2項

### 行政

第8条第3項

### 議会

第8条第4項

【地域づくりの大前提】  
「住民」「行政」「議会」三者による地域づくり

【それぞれの主体の役割】  
住民:地域づくりの担い手、市政に参加  
行政:住民への支援、各事業計画等の策定  
議会:行政の監視・評価

# 滝沢市自治基本条例の構造 その②

自治の仕組み

## 地域づくりの推進

総合計画

第9条

情報共有等

第10条

市政参加等

第11・12条

「事業実施の仕組み」(総合計画)  
「情報共有」の仕組み  
「住民参加」の仕組み

## 運営の原則

地域コミュニティ

第13～15条

行政

第16～21条

議会

第22～24条

「地域」活動の原則、役割  
「行財政」運営の原則、役割  
「議会」運営の原則、役割

## 「自治の仕組み」を支える4つの柱

① 危機管理体制の確立と  
地域づくりの連携

第25～26条

② 権利と責務

第27～30条

③ 公正と信頼の確保

第31～33条

④ 条例の実効性の確保

第34～36条

- ① 危機管理体制の確立と地域づくりの連携
  - ・大規模災害等の発生を想定した体制
  - ・市内の大学や企業等との連携
  - ・広域連携
- ② 権利と責務
  - ・「市民」の権利と責務
  - ・「市長」「市職員」「議員」の責務
- ③ 公正と信頼の確保
  - ・公益通報等の対応
  - ・政治倫理、公務員倫理の確立
- ④ 条例の実効性の確保
  - ・検証委員会の設置等



# 滝沢市自治基本条例と議会基本条例

## 自治基本条例における 議会運営の原則

### 議会運営の原則

第22条

### 議会評価

第23条

### 議会の運営等に関する条例

第24条

市民に開かれた議会運営を行うよう努める  
運営に関する事項の議会評価をする  
機能、役割その他について条例を定める

自治基本条例 第23条		議会基本条例 第35条	
条項	内 容	条項	内 容
第1項	議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、さらには継続した議会改革を行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動その他議会活動の運営に関する事項について議会評価を実施するものとします。	第1項	議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、さらには継続した議会改革を行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動等の全ての事項について議会評価を実施するものとする。
第2項	前項の議会評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとする。	第3項	議会は、第1項の議会評価の結果に基づき、政策立案等の見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとする。
第3項	議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、議会評価の結果を公表するものとします。	第2項	議会は、第1項の議会評価を1年毎に行い、評価の結果を市民に公開するものとする。
		第4項	議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとする。

